

## 高度 I T 社会の工業高校に関する有識者会議 設置要綱

31 教学高第 1862 号  
令和元年 12 月 2 日

## (設置の目的)

第 1 Society5.0 への対応など、これからの社会で活躍できる人材の育成に向けて、工業高校に求められる新たな役割やその実現に向けた方策及び工業高校の将来像等について検討することを目的として、東京都教育委員会に「高度 I T 社会の工業高校に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を設置する。

## (検討事項)

第 2 会議は、工業高校に関して次に掲げる事項について検討し、その結果を東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) Society5.0 に向けた人材育成
- (2) 工業高校に求められるこれからの時代の教育の在り方
- (3) 工業高校の魅力向上とイメージ戦略
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、会議の目的を達成するために必要な事項

## (構成)

第 3 会議は、教育長が別途委嘱する委員をもって構成する。

- 2 会議に座長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、会議を主宰し、会務を統括する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。
- 5 会議に専門的な意見を助言するため、教育庁関係者、都立工業高等学校長をオブザーバーとして出席させる。
- 6 座長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

## (設置期間)

第 4 会議の設置期間は、設置された日から第 2 の報告が終了する日までとする。

## (会議の公開等)

第 5 会議は、原則として公開で行うものとする。  
2 会議の会議録は、公開するものとする。

## (事務局)

第 6 会議の事務局は、東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課とする。

## (その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和元年 12 月 2 日から施行する。